

板橋区親族里親制度実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(令和7年8月4日区長決定)

(通則)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）のうち、両親等保護者の死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等により、これらの者による養育が望めない等の一定の要件を満たす児童を、当該児童の扶養義務者及びその配偶者からなる家庭に引き取り養育する板橋区親族里親制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「親族里親」とは、要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であり、一定の要件を満たす要保護児童を養育する里親として、里親登録簿に登録された者をいう。

(親族里親への委託の対象となる児童)

第3条 親族里親への委託の対象となる児童（次条において「委託対象児童」という。）は、要保護児童のうち、次の全ての要件を満たす児童とする。

- (1) 両親その他児童を現に監護する保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。
- (2) その児童が板橋区親族里親制度によらず養育される場合、里親申込者である親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況にあること。

(事前調整)

第4条 板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）は、委託対象児童とその扶養義務者及びその配偶者である親族の状況についての把握に努め、当該親族が引き取ることの適否について検討する。

- 2 前項の規定による検討の結果、その親族が引き取ることが適当であると認めるときは、所長は、当該親族に対し、所長からの指導、助言に従う等親族里親制度の趣旨について十分に説明を行い、親族里親としてその委託対象児童を受託することについて理解と同意を得なければならない。
- 3 子ども家庭総合支援センター所長は、当該親族が引き取ろうとする委託対象児童が他自治体の措置する児童である場合は、当該他自治体から必要な情報の提供を受けなければ

ばならない。

（申請及び家庭調査）

第5条 親族里親となることを希望する者（以下「親族里親希望者」という。）は、子ども家庭総合支援センター所長を経由して区長に申請書（板橋区児童福祉法施行規則第19号様式）及び必要書類（以下『申請書等』という。）を提出する。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、親族里親希望者から申請書等を受理したときには、当該親族里親希望者について家庭訪問を行い、その適否について十分な検討を行い、当該申請書等に里親調査書を添付して区長に提出する。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定により、板橋区児童福祉審議会の意見を聴き、適当と認めたときは、親族里親として里親登録簿に所定の事項を登録するものとする。

（児童の委託期間及び人数の上限）

第6条 親族里親への委託期間は、2年を超えることはできない。ただし、更新は妨げない。

（指導、助言等）

第7条 児童の養育について必要な指導、助言等は、子ども家庭総合支援センター所長が、その児童を措置する児童相談所長と連携して行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、親族里親制度の実施に関し必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日より施行し、令和7年4月1日から適用する。